

「地域建設業経営強化融資制度」について

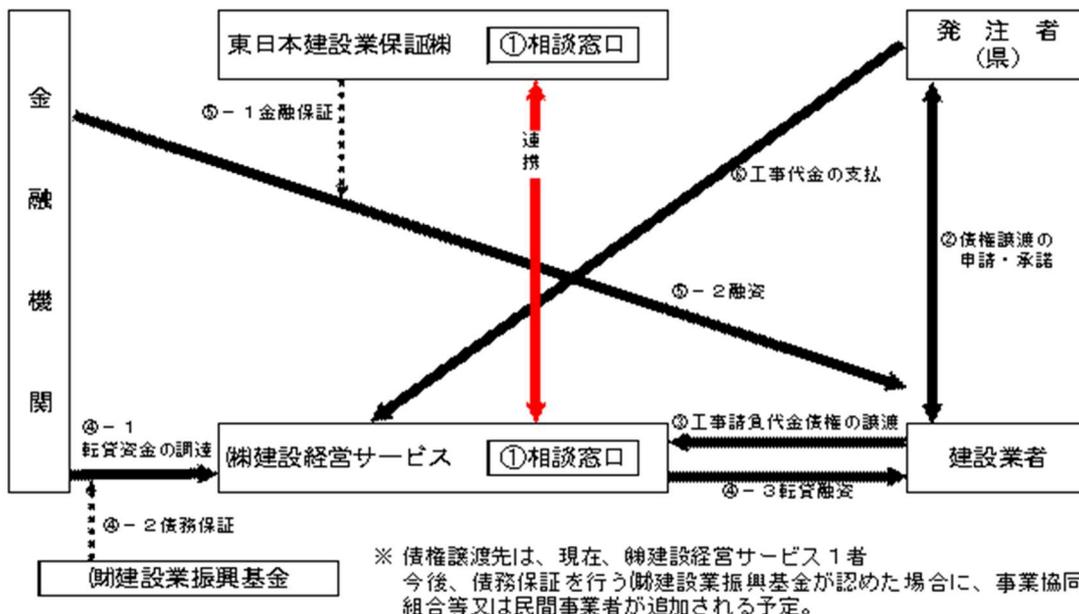
1 制度の概略

この制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者から㈱建設経営サービスへの工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該工事請負代金債権を担保として、㈱建設経営サービスが中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行うものです。

㈱建設経営サービスが融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行います。

また、㈱建設経営サービスの転貸融資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第 19 条第 1 号の規定に基づき、保証する範囲内において金融保証を行います。

【イメージ図】



- ※ ①建設企業は東日本建設業保証㈱、㈱建設経営サービス（電話 0 4 5 - 6 6 2 - 8 2 0 3）のいずれかに相談
- ※ ③建設企業は発注者の承諾（②）を得て㈱建設経営サービスに債権を譲渡
- ※ 建設業振興基金の債務保証（④-2）と東日本建設業保証㈱の債務保証（⑤-1）を合わせることで、出来高を超える部分を含め融資
- ※ 債権譲渡先は㈱建設経営サービス（東日本建設業保証㈱の 100%子会社）1 者だが、事業協同組合又は一定の要件を満たす者として（財）建設業振興基金が認めた民間事業者が追加されることもある。

(1) 制度の目的

この制度は、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設業における金融の円滑化を推進することを目的とします。

(2) 対象となる建設企業

制度の対象となる建設企業は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（資本金20億円以下又は従業員数が1,500人以下）です。

(3) 対象となる工事（債権譲渡の対象債権）

制度の対象となるのは、国、地方公共団体等の発注する工事（公共工事）に係る工事請負代金債権であり、大和市が発注する工事（製造請負契約を除く）とします。ただし、下記の工事については対象外となります。

- ア) 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- イ) 継続費を設定した工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- ウ) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- エ) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- オ) その他、建設企業の施工する能力に疑義が生じている等、特別な事由がある工事

(4) 手続きの流れ

ア 公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者は、工事請負代金債権を(株)建設経営サービスに譲渡します（工事完成前でも可）。

イ (株)建設経営サービスは、工事請負代金債権を譲渡担保に、中小・中堅元請建設業に対して工事の出来高の範囲内で融資し、そのための融資を金融機関から調達します。

また、(財)建設業振興基金は、当該資金調達に対して債務保証を実施します。

ウ 保証事業会社である東日本建設業保証(株)の保証により、出来高を超える部分も含め金融機関から中小・中堅元請建設業者に対し融資を実施します。

エ (株)建設経営サービス及び東日本建設業保証(株)は、工事完成後、発注者から支払われた工事請負代金から、(株)建設経営サービスの融資額及び東日本建設業保証(株)の保証に係る融資額を精算の上、中小・中堅元請建設業者に残余を返還します。

2 債権譲渡の承諾

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書に基づき、発

注者の承諾を得る必要があります。

3 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書の受領をもって足りることとなっています（出来高の査定ではありません。）。

4 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の条件を満たす者として（財）建設業振興基金が被保証者として適当として認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とします。

大和市内を事業対象区域とする債権譲渡先としては、(株)建設経営サービス（東日本建設業保証(株)の100%子会社）が認められています。

5 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び(株)建設経営サービスは、発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出しなければなりません。

6 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は、(株)建設経営サービスからの融資及び東日本建設業保証(株)の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの下請人等への支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請人等への支払計画等を、(株)建設経営サービスに提出し、その確認を受けることとなります。

また、東日本建設業保証(株)においては、(株)建設経営サービスから、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとなります。

7 譲渡債権が担保する範囲

この制度に係る譲渡債権は、(株)建設経営サービスの中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び東日本建設業保証(株)が中小・中堅元請建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、(株)建設経営サービスが中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

8 東日本建設業保証(株)による金融保証の保証範囲

この制度に係る東日本建設業保証(株)による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象としており、中小・中堅元請建設業者が金融機関から公共工事に関する資金の貸付を受ける場合において、東日本建設業保証(株)が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第1号の規定に基づき、その債務を保証するものです。

なお、保証範囲は、当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、部分払及び(株)建設経営サービスからの建設会社への融資額を控除した金額の範囲内となります。

9 実施時期

この制度は、平成21年1月9日から、本制度の基となる通達によって定められた有効期間の末日までの措置として実施します。